

鹿屋市告示第 158 号

鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域おこし協力隊設置要綱（平成26年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「任用又は」を削り、同条第1号中「鹿屋市」を「本市」に改める。

第4条の見出しを「（委嘱）」に改め、同条第1項を次のように改める。

前条の規定により委嘱された協力隊員は、次のとおりとする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員

(2) 市と地域協力活動に関する業務委託契約を締結した個人事業主

第4条第2項中「任用された」を「委嘱された」に改め、同条3項中ただし書きを削り、同条第4項を次のように改める。

4 前条の規定により委嘱された協力隊員の委嘱期間は、3年を超えないものとする。ただし、地域協力活動として地場産業等に従事する協力隊員が、任期終了後に当該地場産業等に係る起業又は事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動の継続を希望し、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たすときは、市長が活動期間の延長の必要があると認める場合に限り、2年を上限として延長することができる。この場合において、延長を含めた最長の委嘱期間は5年とする。

(1) 当該協力隊員が従事しようとする地場産業等が、地域における存続又は継承が必要なものとして市長が認めること。

(2) 当該協力隊員が起業する場合には1人以上の新規雇用を行うこととし、当該協力隊員が事業承継を行う場合には承継する事業に係る雇用数を維持すること。

(3) 当該協力隊員が鹿屋市内に定住し、かつ鹿屋市内で起業又は事業承継を行うこと。

第6条から第8条までを次のように改める。

（勤務条件）

第6条 第4条第1項第1号に定める協力隊員の勤務条件は、次のとおりとする。

ただし、その勤務日は月20日を超えてはならないものとする。

(1) 勤務日は、市の一般職に属する職員の例による。

(2) 勤務時間は、1日につき7時間30分とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は午前8時30分から午後5時までとし、休憩時間は正午から午後1時までとする。

(3) 前号の勤務時間帯については、協力隊員の活動内容により、市と協議の上変更できるものとする。

2 第4条第1項第2号に定める協力隊員の勤務条件は、業務委託契約書及び仕様書において定めるものとする。

(報酬等)

第7条 第4条第1項第1号に定める協力隊員の報酬等は、次のとおりとする。ただし、報酬月額について市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 報酬は会計年度任用職員報酬単価表による。ただし、報酬月額について市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 協力隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で市が負担するものとする。

2 第4条第1項第2号に定める協力隊員の報酬等は、業務委託契約書及び仕様書において定めるものとする。

(活動報告)

第8条 協力隊員は、毎月、活動報告書（別記様式）を作成し、市長に報告しなければならない。

第9条中「協力隊員」を「第4条第1項第1号に定める協力隊員」に、「鹿屋市に」を「本市に」に、「鹿屋市が」を「市が」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。